

第19回東町新スポーツ施設建設及び 周辺整備調査特別委員会会議記録

日 時 平成30年8月22日（水曜日）

午後 1時10分 開議

場 所 水戸市議会 全員協議会室

午後 1時21分 散会

付託事件

(1) 東町新スポーツ施設建設及び周辺整備に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 水戸市都市公園に関することについて

(2) 財産の取得に関することについて

2 出席委員（25名）

| | | | | |
|-----|-----------|-----|------|-----------|
| 委員長 | 安 藏 | 栄 君 | 副委員長 | 鈴木 宣子 君 |
| 委員 | 綿 引 | 健 君 | 委員 | 堀 江 恵子 君 |
| 委員 | 土 田 記代美 君 | | 委員 | 田 中 真己 君 |
| 委員 | 中 庭 次 男 君 | | 委員 | 飯 田 正美 君 |
| 委員 | 田 口 文 明 君 | | 委員 | 大 津 亮 一 君 |
| 委員 | 小 泉 康 二 君 | | 委員 | 木 本 信太郎 君 |
| 委員 | 栗 原 文 隆 君 | | 委員 | 高 倉 富士男 君 |
| 委員 | 黒 木 勇 君 | | 委員 | 村 田 進 洋 君 |
| 委員 | 小 川 勝 夫 君 | | 委員 | 渡 辺 政 明 君 |
| 委員 | 須 田 浩 和 君 | | 委員 | 五 十 嵐 博 君 |
| 委員 | 伊 藤 充 朗 君 | | 委員 | 高 橋 丈 夫 君 |
| 委員 | 袴 塚 孝 雄 君 | | 委員 | 松 本 勝 久 君 |
| 委員 | 福 島 辰 三 君 | | | |

3 欠席委員（1名）

委員 内 藤 丈 男 君

4 委員外議員出席者（1名）

議長 田 口 米 藏 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|-------|---------|--------|-------------|
| 副市長 | 田 尻 充 君 | 副市長 | 秋 葉 宗 志 君 |
| 市長公室長 | 武 田 秀 君 | 政策企画課長 | 長 谷 川 昌 人 君 |
| 総務部長 | 荒 井 宰 君 | 行政改革課長 | 川 上 悟 君 |

| | | | |
|-------------------|-----------|------------------------|-------------|
| 財 務 部 長 | 園 部 孝 雄 君 | 財 政 課 長 | 梅 澤 正 樹 君 |
| 契 約 檢 査 課 長 | 青 山 和 夫 君 | | |
| 市 民 協 働 部 長 | 鈴 木 吉 昭 君 | 市 民 協 働 部 長 副 部 長 | 横 須 賀 好 洋 君 |
| ス ポ ー ツ 課 長 | 柏 直 樹 君 | 体 育 施 設 整 備 課 課 長 | 太 田 達 彦 君 |
| 建 設 部 長 | 猿 田 佳 三 君 | 建 設 部 技 監 兼 建 築 課 長 | 小 林 幸 夫 君 |
| 都 市 計 画 部 長 | 高 橋 涼 君 | 都 市 計 画 部 長 副 部 長 | 川 崎 洋 幸 君 |
| 公 園 緑 地 課 長 | 上 田 航 君 | | |
| 6 事 務 局 職 員 出 席 者 | | | |
| 事 務 局 長 | 小 嶋 正 徳 君 | 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長 | 関 谷 勇 君 |
| 議 事 課 長 | 永 井 誠 一 君 | 議 事 課 長 補 佐 | 永 井 直 人 君 |
| 書 記 | 嘉 成 将 大 君 | 書 記 | 玉 田 誠 一 君 |

午後 1時10分 開議

○安藏委員長 引き続き御苦勞さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第19回東町新スポーツ施設建設及び周辺整備調査特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、内藤委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告をいたします。

なお、この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○安藏委員長 また、本日、カメラ等の撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

本日の報告事項は2件でございますが、これらの案件につきましては、第3回定例会に提出が予定されている案件でございますことから、本日は説明を行うにとどめたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1番の水戸市都市公園に関することについて、執行部から説明願います。

太田体育施設整備課長。

○太田体育施設整備課長 水戸市都市公園に関することについて、市民協働部体育施設整備課提出資料①により御説明させていただきます。

初めに、1の改正理由につきましては、東町運動公園の体育館及びテニスコートを有料公園施設として設置するとともに、青柳公園市民体育館のトレーニング室利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として、利用料金を改定するため、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容につきましては、(1)から(3)の東町運動公園の体育館及びテニスコートについて、有料公園施設として定めるほか、利用期間、利用時間及び休日を定めるとともに、利用料金を定めるものでございます。

また、(4)の青柳公園市民体育館トレーニング室の利用料金を、表のとおり改定するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

3ページをお開き願います。

左側に現行、右側に改正案を記載してございます。

3ページ上段の別表第1につきましては、公園施設のうち有料公園施設を定めた表でございまして、東町運動公園の体育館及びテニスコートを有料公園施設として定めるものでございます。

同じく別表第2につきましては、有料公園施設の利用期間、利用時間及び休日を定めた表でございまして、同様に東町運動公園の体育館及びテニスコートに係る規定を定めるものでございます。

下段の別表第5につきましては、利用料金の額を定めた表でございまして、東町運動公園テニスコートの利用料金を定めるものでございます。

ページを返していただきまして、4ページの別表第6につきましては、青柳公園市民体育館及び総合運動

公園体育館の利用料金を施設ごとに規定することとし、第1項に青柳公園市民体育館を、ページを返していただきまして、6ページの第2項に総合運動公園体育館を定めるとともに、区分の整理を行うものでございます。また、7ページの第3項に東町運動公園体育館の利用料金を定めるものでございます。

主なものといたしまして、アリーナにつきましては、アマチュアスポーツでの全面利用の場合、1時間当たりの利用料金は、入場料を徴収しない場合、高校生以下の者のみが利用する場合を2,400円、それ以外の場合を4,080円とするものでございます。

また、半面利用の場合、それぞれ全面利用の2分の1の1,200円、2,040円、3分の1面利用の場合、同様にそれぞれ全面利用の3分の1の800円、1,360円とし、バドミントンコートにつきましては、1面につき、それぞれ200円、340円とするものでございます。

アマチュアスポーツ以外での利用の場合、入場料を徴収しない場合を1万200円、入場料を徴収する場合を5万3,040円とするものでございます。

そのほか、7ページ下段から9ページにかけましての大型映像装置を初め、サブアリーナ、トレーニング室、多目的室及び会議室、レスリング場、ボクシング場、フェンシング場、放送設備の1時間当たりの利用料金につきまして、記載のとおり定めるものでございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日等につきましては、平成31年4月1日から施行することとし、ただし、東町運動公園体育館を除く体育館の利用料金の規定並びに東町運動公園の体育館及びテニスコートの利用に係る準備行為及び青柳公園市民体育館の利用料金に係る経過措置に関する規定につきましては、公布の日から施行することとするものでございます。

御説明させていただきました本件につきましては、平成30年第3回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○安蔵委員長 次に、2番の財産の取得に関することについて、執行部から説明を願います。

太田体育施設整備課長。

○太田体育施設整備課長 財産の取得に関することについて、市民協働部体育施設整備課提出資料②により御説明させていただきます。

東町運動公園新体育館の整備に伴いまして、必要となる備品を取得するものでございます。本件につきましては、5件に分割して発注しておりますので、契約ごとに御説明をさせていただきます。

初めに、1の東町運動公園新体育館ドッジボールコートにつきましては、(1)の動産の表示といたしましては、アのドッジボールコート4面を初め、巻き解き、巻き取りローラー4台、収納ラック4台、シート移動台車8台でございます。

(2)の納入場所につきましては東町運動公園新体育館、(3)の取得予定価格につきましては3,726万円、(4)の仮契約者につきましては、水戸市見川町2165番地の19、飯島運動具店、飯島秀雄でございます。

次に、2の東町運動公園新体育館フロアシートにつきましては、(1)の動産の表示といたしましては、アフロアシート207枚を初め、フロアシート巻芯アダプター207本、フロアシート巻き取り器6台、フロアシートリフター6組、フロアシート整理台13台でございます。

(2)の納入場所につきましては東町運動公園新体育館、(3)の取得予定価格につきましては1,879万2,000円、(4)の仮契約者につきましては、水戸市赤塚1丁目1997番地の7、株式会社グランドスポーツ、代表取締役、涼山弘久でございます。

次に、3の東町運動公園新体育館メインアリーナ内椅子につきましては、(1)の動産の表示といたしましては、アの手動式移動観覧席2ブロックを初め、椅子600脚、椅子用台車10台でございます。

(2)の納入場所につきましては東町運動公園新体育館、(3)の取得予定価格につきましては4,482万円、ページを返していただきまして、(4)の仮契約者につきましては、水戸市元吉田町1851番地2、株式会社イチハラ商会、代表取締役、市原薫でございます。

次に、4の東町運動公園新体育館ロッカーにつきましては、(1)の動産の表示といたしましては、アのロッカー156台でございます。

(2)の納入場所につきましては東町運動公園新体育館、(3)の取得予定価格につきましては2,611万4,400円、(4)の仮契約者につきましては、水戸市掘町2058番地の4、有限会社かねこ、代表取締役、金子修でございます。

次に、5の東町運動公園新体育館机、椅子及び収納につきましては、(1)の動産の表示といたしましては、アの机140台を初め、椅子389脚、椅子用台車7台、収納74台でございます。

(2)の納入場所につきましては東町運動公園新体育館、(3)の取得予定価格につきましては2,048万2,200円、(4)の仮契約者につきましては、水戸市見川5丁目4番地33、株式会社エバタコーポレーション、代表取締役、江幡吉彦でございます。

6の添付資料につきましては、3ページから15ページにそれぞれの仕様書、17ページから21ページにそれぞれの入札調書を添付してございますので、御参照願います。

御説明させていただきました本件につきましては、平成30年第3回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 それでは、以上をもちまして、本日の特別委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午後 1時21分 散会